業 務 仕 様 書

（適用の範囲及び仕様書の遵守）
第１条　この仕様書（以下「本仕様書」という。）は，「Ｒ２徳土　正木ダム　上勝・正木　ダム管理設備修繕業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとし，本仕様書の内容に疑義を生じた場合は，監督員に仕様の確認を行うものとする。
　なお，本仕様書に明記なき事項についても，設備の機能上具備すべきものについては当然これを充足するものとする。

（委託箇所）
第２条　業務委託箇所は，次のとおりとする。
（１）勝浦郡上勝町正木

（業務概要）
第３条　本業務における業務概要は，次の各号に掲げるとおりとする。
（１）PLC 用 MPU スロット取替・調整　　１式
（２）副貯水位計取替・調整　　１式

（諸法令の遵守）
第４条　受注者は，本業務の履行にあたり，次の各号に掲げる関係法令及び業務に関する諸法令を遵守するものとし，その運営及び適用は，受注者の負担と責任において行うものとする。
（１）電気設備技術基準（経済産業省令）
（２）その他関係法令等

（承諾図書）
第５条　受注者は，次の各号に掲げる図書を指定期日までに監督員へ提出し，承諾を得なければならない。

（１）納入機器の仕様（図面類含む）	設計完了後速やかに	２部
（２）その他監督員が指示する図書		必要部数

（提出図書）
第６条　受注者は，次の各号に掲げる図書を指定期日までに，監督員へ提出しなければならない。

（１）業務計画書	契約後７日以内に	２部
（２）業務成果報告書	業務完了検査請求日まで	２部
（３）業務写真	業務完了検査請求日まで	２部
（４）その他監督員が指示する図書		必要部数

（適用規格）
第７条　本業務における設計及び製作並びに材料等の品質規格は，本仕様書に定めるもののほか，次の各号に掲げる諸規格等を遵守したものとする。ただし，監督員が特に認めた場合はこの限りでない。
（１）日本産業規格（JIS）
（２）電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
（３）日本電機工業会標準規格（JEM）
（４）その他関係規格，基準等

（取替対象機器）
第８条　本業務で取替対象とする機器は，次のとおりとする。なお，ダム管理用制御処理設備（以下「ダムコン」という。）のシステム構成図を図面第１号に示す。
（１）PLC 用 MPU スロット
　ア　数量　　４枚
　イ　対象設備　　貯水位（副）入力装置 PLC，1 号クレストゲート機側伝雄装置 PLC2，主ゲート 1 号機側伝送装置 PLC2，情報入力提供装置地震計・落合伝送装置他処理部 PLC

（２）水位計
ア　数量　　１台
イ　対象設備　　副貯水位計

（機器の仕様）
第９条　各機器は，次の仕様を満足するものとする。
１　一般事項
（１）既設機器と十分協調のとれたものとするとともに，保守が容易で耐久性の優れた信頼性の高いもので無ければならない。
（２）使用材料及び部品は，地球環境に配慮し将来においてなるべくリサイクルが可能な材料及び部品を選定すること
（３）使用する部品は，安全性・耐久性・互換性を考慮し，入手容易な汎用品から選定すること。
（４）各機器は，原則として特性検査，性能検査等を実施し，合格したものを使用すること。
（５）機器の据付に必要なボルト，支持金物などはその機器の単価に含めること。
２　個別仕様及び構成
機器の個別仕様は次のとおりとする。
（１）PLC 用 MPU スロット
ア　機能　　主処理部
イ　型式　　CDA-4587　PLC/MPU
ウ　PLC 型式　　IPS-800 ラックマウントタイプ（日本無線(株)）
（２）水位計
ア　水位検出方法　　フロート式
イ　水位指示　　アナログ指示計（2 針式）
ウ　外形寸法　　既設備同程度とする。なお，既設備の外形寸法は図面第 2 号に示す。
エ　計測範囲　　51m 以上
オ　機械的性能　　追従速度：1m/min 程度
計測プーリ誤差：±0.1%FS 程度
カ　電源電圧　　AC100V±10%，60Hz
キ　出力　　シンクロ電機出力（表面取水ゲート機側操作盤向け用），
BCD 4 桁 BUSY 信号付き（ダムコン向け用）
ク　ダムコン入力範囲　　EL137m ～ EL188m
ケ　付属品　　計測用ワイヤ（材質:SUS304），フロート（材質:SUS304），ウェイト（材質:SUS304），AD コンバータ，シンクロユニット

（保証期間）
第１０条　機器の保証及び保証期間は，引渡し完了の日から１年間とし，保証期間内に障害が発生した場合は，無償で修理または取替えを行うものとする。

（現場作業一般事項）
第１１条　受注者は，本業務の現場作業の着手に際し，あらかじめ作業手順及び施工方法等について，監督員と協議を行わなければならない。
２　現場業務は監督員の指示する期間に行うものとし，機器の据付，試験及び調整は業務に支障を及ぼすことのないように適切な処理を行うものとする。
３　受注者は，本業務に必要な荷受け，仮置等の場所として構内を使用する場合は，事前に監督員の許可を得て使用し，許可された場所以外を使用してはならない。
４　現場業務に必要な測定及び調査は，すべて受注者の責任において行い，その不良による手戻りを生じた場合は，受注者の負担により解決しなければならない。
５　発注者の設備機器の運転，停止及び操作等は監督員が行うものとする。ただし，監督員の許可を得た場合はこの限りでない。
６　受注者は，業務終了後，速やかに業務現場の整理，整頓を行わなければならない。

（現場作業詳細）
第１２条　現場作業の詳細は，次の各号に掲げるとおりとする。
（１）PLC 用 MPU スロットを取替え，調整する。
（２）副貯水位計を取替え，調整する（機器間の配線含む）。
（３）二重刷子選択回路変換器盤を撤去する。

（再生利用のための建設副産物の搬出）

第１３条　受注者は，本業務の施工により発生する副産物について，再資源化を行うため産業廃棄物中間処理許可施設（再資源化施設）へ搬出すること。また，搬出に際しては，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。ただし，有価物についてはこの限りではない。

２　受注者は，建設副産物の搬出前に受入場所・条件等について，監督員と協議するものとする。

３　自己処理を希望する場合は，監督員と協議するものとする。

４　受入先との協議の結果，再資源化が困難である場合は，監督員と協議するものとする。

　なお，受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により，適正に処理されていることを確認するとともに，監督員等の指示があったときは，直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

（その他）

第１４条　本業務は，受注者の責任において，ダム管理業務に支障のないよう行わなければならない。

２　受注者は，本業務の実施に際し，監督員立会あるいは了解のもと作業を行わなければならない。

３　本業務に必要な点検器具及び工具は，受注者の負担と責任において準備しなければならない。

４　本業務において発注者の点検器具及び工具類を使用する場合は，受注者の責任において使用前点検を行わなければならない。

５　本業務により不良箇所が発見された場合，受注者は速やかに監督員に報告し，その処置について協議するものとする。ただし，軽微なものについては本業務内にて補修するものとする。

６　本業務実施中に故意又は過失によって他の設備及び第三者に損害を与えた場合は，すべて受注者の責任により補償しなければならない。

７ 本業務に起因する故障が発生した場合は，受注者の責任と費用負担によって復旧処理しなければならない。

８　受注者は，監督員より降雨等の理由によって作業の延期又は中断を指示された場合，これに従わなければならない。その際には各機器をダム管理業務に支障をきたさないよう復旧すること。